

社会福祉法人京都視覚障害者支援センター 役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人京都視覚障害者支援センター（以下「法人」という。）の役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、法人の理事、監事、評議員及び評議員選定委員をいう。

(報酬等)

第3条 理事長を除く役員等が、理事会、評議員会、監査会に出席したときは、日額10,000円を支給する。

2 理事長については役員活動費として月額10,000円を支給する。

3 役員等が評議員選定委員会、また本条第1項以外の会議等に出席した場合は日額6,000円を支給する。

4 役員等が理事長の命を受けて、法人のための職務で出張する場合は日額10,000円を支給する。また、交通費等の費用については職員旅費支給規則を準用し支給する。

5 報酬の支給額は、1～4項に定める額に源泉徴収税額を控除した額とする。

6 報酬は現金にて支払う。

7 役員（理事・監事）の各年度内の報酬の総額は150万円を超えない範囲で支給する。

(費用)

第4条 理事会、評議員会、監査会、評議員選定委員会、第3条第3項の会議等に出席のための交通費は支給しない。

(適用除外)

第5条 法人職員を兼ね、職員給与を支給している役員等は、この規程を適用しない。

(改定)

第6条 この規程の改定は、理事会での承認を経て評議員会の議決により行なうものとする。

附則

この規程は、2017年6月10日から適用する。

改正 2019年6月15日 第3条（報酬等）7項

2024年6月 8日 第3条（報酬等）3項、4項

第4条（費用）